

# 縦覧用

## 見 解 書

——秋多都市計画道路3・4・6号線建設事業——

平成2年6月

東 京 都  
日 の 出 町

1. 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

名 称	所 在 地
東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
日の出町 代表者 日の出町長 青木國太郎	東京都西多摩郡日の出町平井2780

1.2 対象事業の名称

秋多都市計画道路 3・4・6号線建設事業

〔対象事業の種類：道路の新設〕

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、秋多都市計画道路 3・4・6号線（以下「秋多 3・4・6号線」という。）のうち、東京都西多摩郡日の出町の秋多都市計画道路3・5・12号線との交差点付近を起点に、東京都秋川市草花の秋多都市計画道路 3・3・9号線との交差点を終点とする延長約 2.5km区間を都市計画変更し、整備するものである。

変更内容は、起点側約0.27km区間（幅員18m）はすり合わせによる位置変更であり、前記の両交差点区間約2.26kmは2車線（現都市計画幅員18m）から4車線（幅員25m）への幅員変更である。

当該道路は、道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線、設計速度80km/時）を有し、平井川渡河部の0.3kmは橋梁（約60m）をはさんだ盛土構造で、その他の約2.2kmは平面街路である。

事業工程は表 1.3-1に示すとおりである。

表 1.3 - 1 事業工程

内 容	年 度							
	平成 1	2	3	4	5	6	7	
関係法令に基づく手続	11月 ————— 12月							
測 量 及 び 調 査		1月 —————						
設 計		—————	—————	—————				
用 地 取 得			—————	—————	—————			
工 事				—————	—————			

#### 1.4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解

評価書案について都民から提出された意見書、公聴会での公述、関係市町長（秋川市、日の出町）からの意見の内訳は、表 1.4-1 に示すとおりである。

これらの主な意見と事業者の見解の概略は表 1.4-2 に示すとおりである。

表 1.4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	2
公聴会での公述	3
関係市町長からの意見	2
合計	7

表 1.4-2 主な意見と事業者の見解の概略

主 な 意 見 の 要 旨	見 解 の 要 旨
<p>〔1〕予測・評価項目の選定</p> <p>① 路面の雨水排水は、平井川に流されることが考えられるので、水質調査を実施し、予測評価項目とすべきである。</p>	<p>① 自動車交通が原因で水質汚濁が問題となっている事例はありません。そのため、予測評価項目として選定しておりません。</p>
<p>〔2〕予測基本条件</p> <p>① 計画交通量の予測条件に、秋留台地等の大開発計画がおり込んであるのか、おり込んであるなら具体的根拠を数字で示されたい。</p>	<p>① 現時点では予測におり込める程、具体化された計画はありません。</p> <p>なお、本評価書案では、秋川市や日の出町が計画中の区画整理等については、将来の開発計画を考慮して予測しております。</p>
<p>〔3〕大気汚染</p> <p>① 自動車の排気ガスにより喘息になったり、健康をそこねた場合、どのように対処するのか。</p>	<p>① 公害対策基本法第9条によると、環境基準の記述について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」となっております。本事業は環境基準を下まわるので影響はないと考えます。</p>
<p>② バックランド濃度の設定に青梅測定局の年平均値を用いているが、最寄りの福生測定局を使用すべきである。</p>	<p>② 現地調査の結果、当該地域と最も相関の高かった青梅測定局のデータをもとに算出しました。</p>

主  な  意  見  の  要  旨	見  解  の  要  旨
<p>〔4〕騒音</p> <p>① パンフレットの騒音の記述に、「周辺地域の環境保全に努めます」とあるが、具体的に説明してほしい。</p>	<p>①騒音対策の具体例は、防音壁の設置や環境施設帯の設置および中木の密植による道路緑化を考えており、関係住民の理解と協力を得て実施してまいります。</p>
<p>② 音源のパワーレベルの予測に当たっては、規制車への転換が遅れている現状では、規制値を修正して予測すべきである。</p>	<p>② 自動車騒音の最新規制は昭和57～62年（第二段階規制）に適用されたものであり、平成12年には、殆どの車が規制車に転換されるものと考えます。</p>
<p>〔5〕振動</p> <p>① 振動が環境基準を上まわった場合はどうするのか。また、家屋の外壁に著しいひび割れが発生した場合どうしてくれるのか。</p>	<p>① 本評価書案に示すとおり、事業の実施に伴う環境への影響は少ないと考えます。</p> <p>また、事業者は条例で事後調査を義務づけられており、当該対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者は必要な措置をとるようになっております。</p>
<p>〔6〕陸上植物</p> <p>① 屋敷林のシラカシ、アラカシ、ケヤキなど、現存する樹木は長い間その地域の風景を形造ってきたものであるからして新設道路に使うべきである。</p>	<p>① 事業の実施にあたっては、歩道や中央分離帯等に緑化をほどこし、道路予定地内に現存する樹木で保存が可能なものは、現状保存や移植などにより、地域の風景に役立つような努力をしてまいります。</p>

主  な  意  見  の  要  旨	見  解  の  要  旨
<p>② 1万4千分の1の植生図では、計画路線内の詳しい植生がわからない。計画路線内の詳細な植生調査を実施すべきである。</p> <p>また、調査は消失する植生の有無だけでなく、その派生的な影響も調査すべきである。</p>	<p>② 植物群落の調査は、既存資料を収集整理し、補完的に現地調査を実施する方法としましたが、これにより、植物群落の現況把握が出来たものと考えます。</p> <p>また、調査項目は、「技術指針」により、事業活動による影響の内容および程度を検討し、必要な項目を選定しました。</p>
<p>(7) 陸上動物</p> <p>① 現地調査の日数が不十分であり、季節的な変動が適切に把握されていない。これが原因となり、フィールド調査で確認されなければならない重要なごくありふれた種の脱落がある。調査をやり直すべきである。</p>	<p>① 動物種の調査は、既存資料を収集整理し、補完的に現地調査を行う方法で実施しました。</p> <p>なお、指摘された種については、評価書で追記いたします。</p>
<p>② ゲンジボタルは注目される種の判断基準になっており、これに関する記述がないのはおかしい。</p>	<p>② ゲンジボタルは、平井川の支流である鯉川での繁殖が知られておりますが、現地調査でも計画路線渡河部(平井川)の上流で、その生息を確認しました。この事業の架橋地点は生息区域より下流にあり、また流水内での構造物の築造もないことから生息環境への影響は少ないと考えます。</p>

主  な  意  見  の  要  旨	見  解  の  要  旨
<p>〔8〕史跡・文化財</p> <p>① 瀬戸岡古墳群は都の旧跡に指定されている重要な文化財であり、現地調査や試掘等再度調査を実施してほしい。</p>	<p>① 昭和81年より数回にわたって、東京都教育庁および秋川市教育委員会と、現地調査を含む協議を重ねてまいりました。今後この包蔵地内で、新たな古墳が発見される可能性も残されていますので、用地買収が完了した時点で、文化財保護法に基づき関係機関と協議のうえ、試掘調査を行います。</p>
<p>〔9〕その他</p> <p>① 都市計画道路が静かな住宅地を分断する形で計画されるのは生活破壊につながり非常識である。</p>	<p>① 本評価書案は、事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査し、予測評価を行ったものです。その結果、適切な環境保全の措置を講ずることにより、予測項目全般にわたり、周辺環境への影響は、少ないと考えます。</p>
<p>② 環境アセスメントを皆に知らせないで実施しようとするのは、非民主的である。</p>	<p>② 本評価書案は、条例の定める手続きに従い、公示・縦覧するとともに、関係地域の方々に、説明会を開いてまいりました。今後も見解書の縦覧、説明会等を、条例の定める手続きに従って、すすめてまいります。</p>

## 2. 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

#### (1) 目的

東京都では、現在の都市問題を解決するため、第2次長期計画において、多心型都市づくりを目指している。

これまでの東京は、都市部にオフィス活動を主体とする業務機能が過度に集中し、道路網なども都心部から放射状に形成される一点集中型の都市構造がつくられてきた。その結果、職住遠隔化による通勤問題をはじめ、地域発展の不均衡など様々な弊害がもたらされている。

このような状況を是正し、快適で活力に満ちた都市として発展させるためには、周辺地域への適切な機能分散を図り、都市構造を多心型へ転換することが必要である。

本計画路線（秋多 3・4・6号線）周辺の秋留台地は、この多心型都市づくりのなかでの多摩地域の拠点となる、複合的な市街地の形成を図る地区として位置づけられ、現在進められている西秋留駅北口土地区画整理事業をはじめ日の出町三吉野土地区画整理事業の計画決定など、面的な開発事業が具体化されてきており、それに対応した都市基盤施設の整備が急がれている。

本事業は、この地区の北部及び隣接する草花台地南部の道路交通網の骨格となる幹線道路を整備するものであり、良好なまちづくりの基盤として、地域の秩序ある発展に寄与することを目的とし、併せて、この地区の自動車専用道路利用交通のアクセス道路の機能も担うものである。

#### (2) 効果

##### ① 地域の都市基盤整備

本事業の実施により、現在進められている西秋留駅北口土地区画整理事業、日の出町三吉野土地区画整理事業等の面的開発を有機的に結びつけ、地域の都市基盤整備を促進させる。

##### ② 多目的な公共空間の確保

歩道に植樹帯を設置し、快適な空間を作り出すとともに、上下水道、電気、ガス、電話等の埋設空間を確保する。

また、救急、消防活動等の防火空間の確保により、良好なまちづくりの基盤として地域の秩序ある発展に寄与する。

##### ③ 交通機能の強化

自動車交通の円滑化と同時に幹線道路へのアクセスが可能となり、地域の



交通機能の利便性が向上する。それにより地域経済を広域的に発展させ、地元市町の基本構想に示された将来の良好なまちづくりに寄与する。

## 2.2 事業の内容

### 2.2.1 計画路線の位置

計画路線の事業予定位置は図 2.2-1に示すとおりであり、西多摩郡日の出町平井地内の秋多3・5・12号線接続点付近を起点に秋川市草花地内の秋多 3・3・9号線交差点を終点とする延長約 2.5kmの区間である。

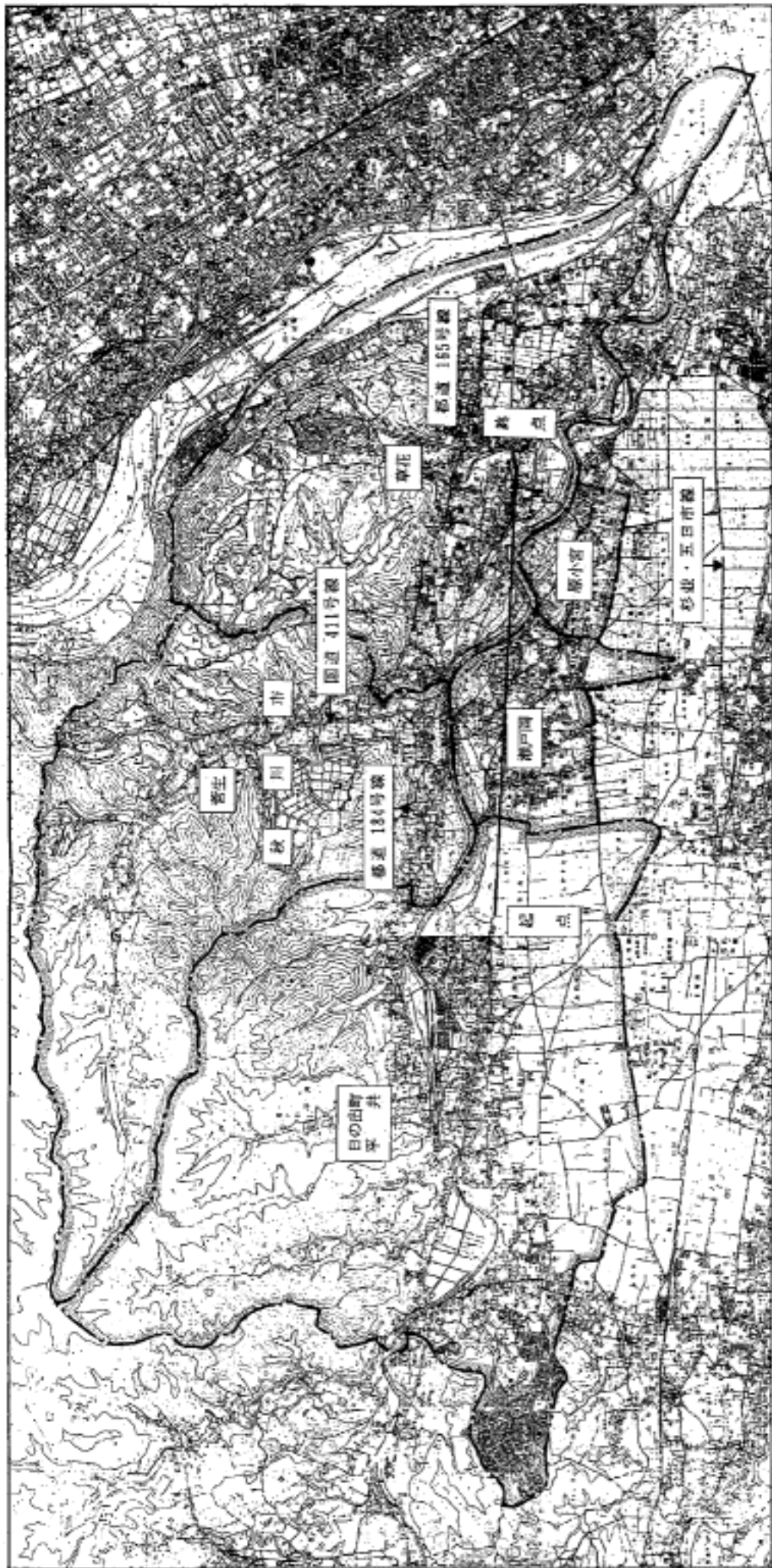
### 2.2.2 事業計画の概要

本事業計画は、事業の目的、沿道土地利用の状況並びに当該地域の特性を十分配慮して、環境保全や公害防止に努めながら策定した。

事業計画の概要は表 2.2-1に示すとおりである。

表 2.2 - 1 事業計画の概要

項目	計 画 の 概 要
位置及び区間	延長 約 2.5km(4車線区間2.26km、2車線区間0.27km) 起点：西多摩郡日の出町平井地内 終点：秋川市草花地内
通過地域	秋川市、日の出町
道路規格	第4種第1級
車線数	往復4車線
設計速度	60km/時
主要交差道路	秋多3・5・12号線 (図 2.2-2参照) 秋多 3・3・9号線 国道 411号線 都道 165号線 首都圏中央連絡道路
道路構造	橋梁及び取付部(盛土構造) 約 0.3km 平面街路部 約 2.2km
計画交通量	平成12年： 9,700～23,900台/日(図 2.2-3参照) 平成22年： 13,300～34,200台/日(図 2.2-3参照)
供用開始	平成7年度 予定
工事期間	平成4年度～平成7年度 予定



凡 例

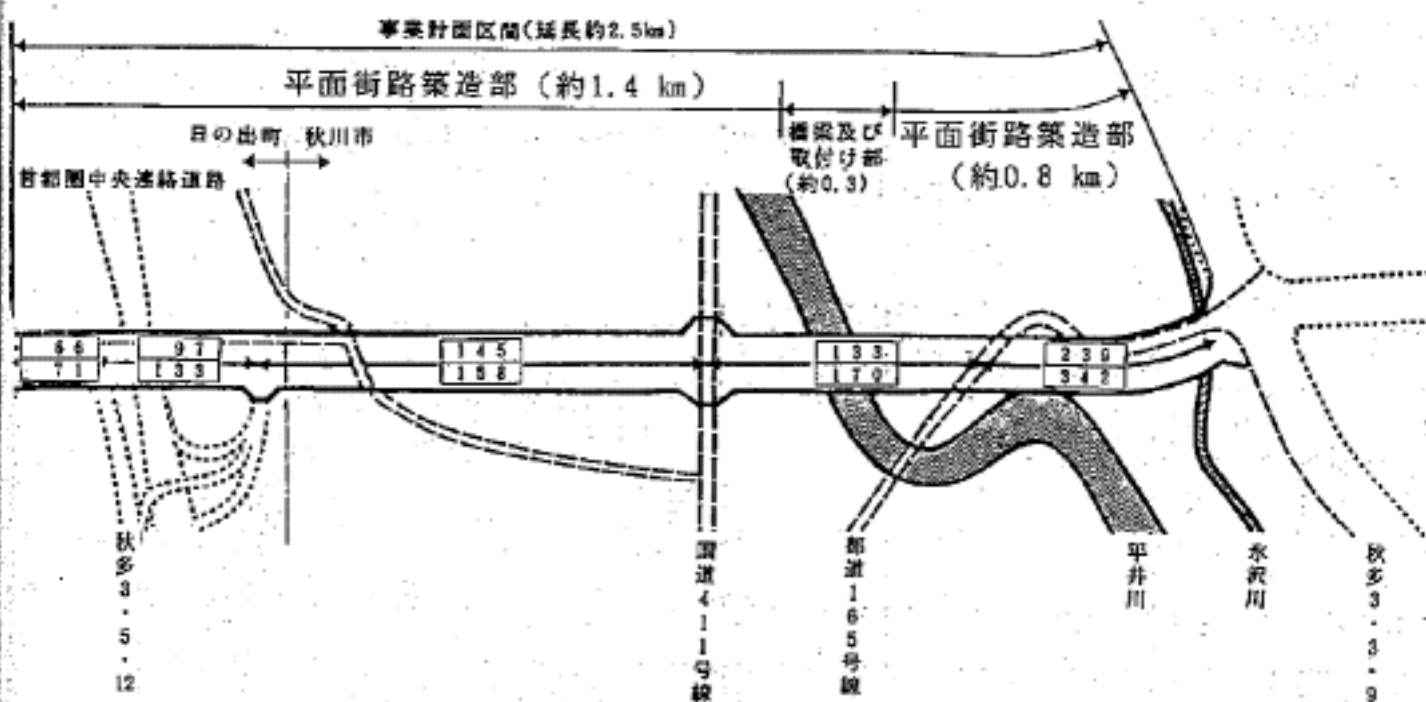
- : 計画路線
- : 市町村界
- : 計画路線に係る大字界

計画路線に係る大字

- 秋川市春日
- 秋川市橋戸岡
- 秋川市藤小宮
- 日の出町平井

図 2. 2-1 計画路線の事業予定位置





- 注) 1. 単位：百台/日  
 2. 上段：平成12年推計値  
 下段：平成22年推計値

図 2.2 - 3 計画交通量

## 2.2.3 施工計画

### (1) 施工計画の概要

本事業の工事区域は、図 2.2-4に示すとおりであり、平井川の橋梁取付部約 0.3km、平面街路構造部約 2.2kmである。

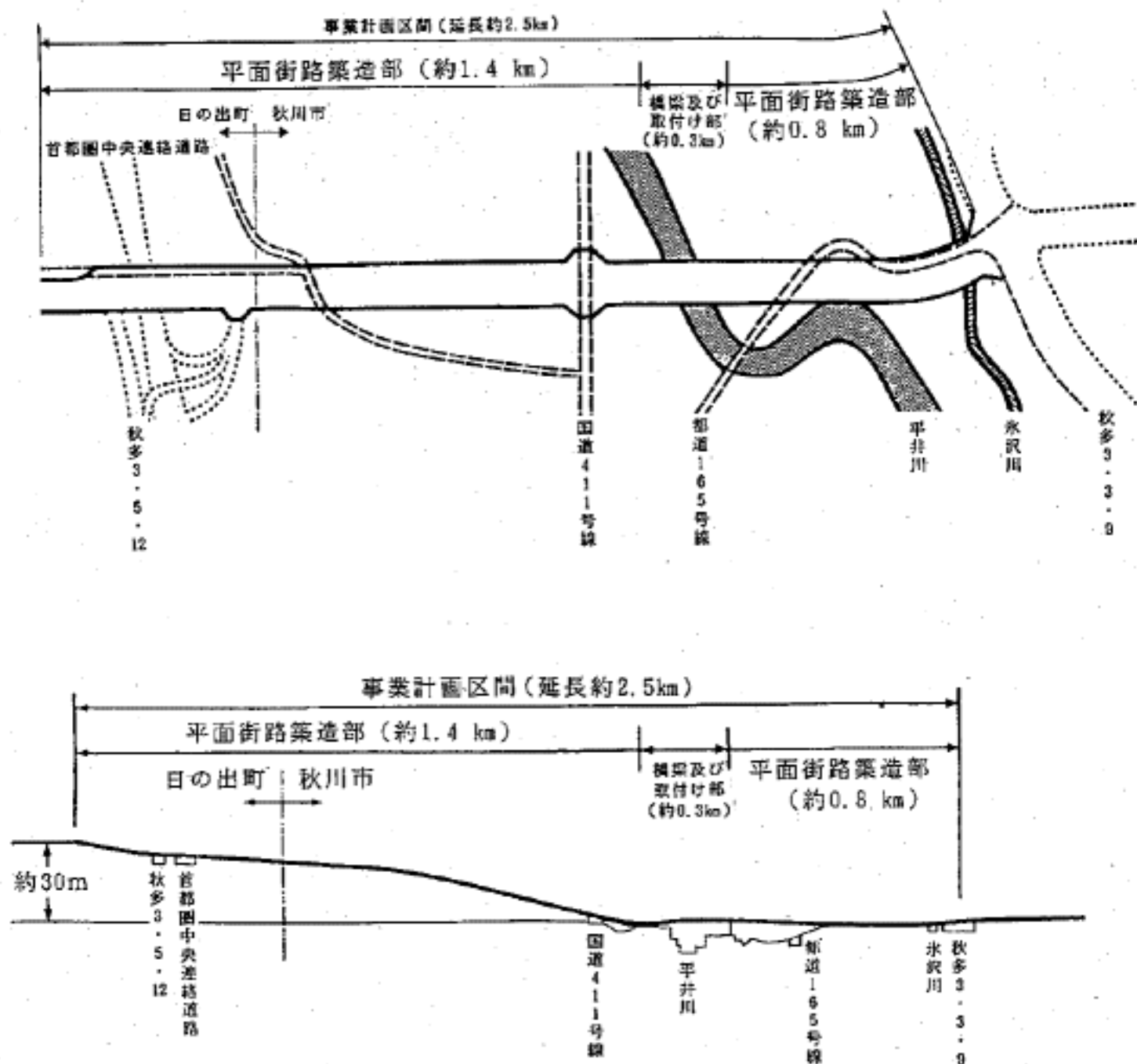
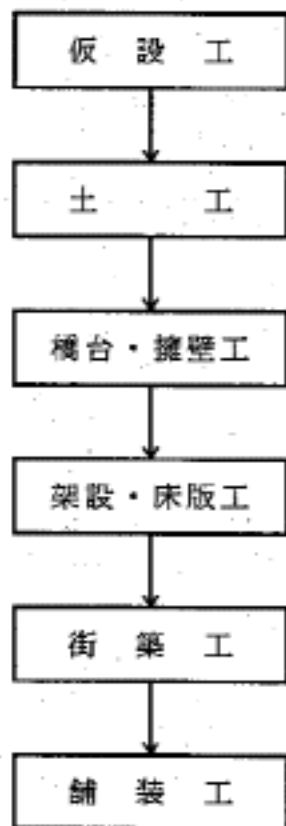


図 2.2 - 4 工事区域図

(2) 施工手順

各工事の主な施工手順は図 2.2-5に示すとおりである。

橋梁及び取付盛土部



平面街路築造部



図 2.2 - 5 施工手順

## (3) 施工内容及び主な使用機械

工種別施工内容及び主な使用機械は表 2.2-2に示すとおりである。

表 2.2-2 施工内容及び主な使用機械

工 種	施 工 内 容	主 な 使 用 機 械
仮設工	H鋼をパイプロハンマ（ウォータージェット併用）で打込み、引き抜く。	パイプロハンマ ( 45kw ) クローラクレーン ( 25 t ) トラッククレーン ( 15 t )
土 工	圧砕機で現道の舗装等を取壊す。またバックホウで掘削を行い、掘削に伴い必要に応じ切梁腹起しを設置する。	圧砕機 ( - ) バックホウ ( 0.6m <sup>3</sup> ) タイヤローラ ( 8~20t )
橋台・擁壁工	鉄筋、型枠を設置し、コンクリートを打設する。	トラッククレーン ( 15t ) コンクリートミキサ車 ( 6m <sup>3</sup> ) コンクリートポンプ車 ( 80m <sup>3</sup> /h )
架設・床版工	工場より桁を搬入して、トラッククレーンにて桁の架設・組立を行う。架設後桁間の支保工、型枠の設置、鉄筋組立、コンクリート打設を行い、床版を構築する。	トラッククレーン ( 40 t ) コンクリートミキサ車 ( 6m <sup>3</sup> ) コンクリートポンプ車 ( 80m <sup>3</sup> /h )
街築工	街渠、植栽、中央分離帯等の構築、及び路盤材の敷き均し、締め固めを行う。	ブルドーザ ( 11t ) マカダムローラ ( 10~12t ) タイヤローラ ( 8~20t )
舗装工	舗装材を敷き均し、転圧する。	アスファルトフィニッシャー (全自動2.4~5.0m級) マカダムローラ ( 10 ~12t ) タイヤローラ ( 8 ~20t )